

## 音威子府村「地域おこし協力隊」（木遊館）募集要綱

施設 URL～<https://www.vill.otoinepu.hokkaido.jp/shisetsu/mokuyukan.html>

北海道で一番小さな村「音威子府（おといねっぷ）村」は、北海道上川地方北部に位置し自然に囲まれた村です。本村には、道内はもとより全国から生徒を受け入れている村立「北海道おといねっぷ美術工芸高等学校」があり、木工芸や絵画などの美術を学ぶことができる特色ある学校で、まちづくりの中核に位置付け、関係人口創出や移住等の取り組みを推進しています。

さらに今回「地域おこし協力隊」を募集しています「山村・都市交流センター木遊館（もくゆうかん）」は、村の芸術文化の発信基地でもあり、村立高校と連携を深めた木工芸体験施設で、様々な木材加工機械が完備され、趣味・学習・創作活動をどなたでも気軽に「木のぬくもり」に触れることができます。

本施設運営を通じて、地域内外の方々と積極的なコミュニケーションを取りながら、当該施設を魅力あるものとして盛り上げ、利用者増を目指して活動できる「地域おこし協力隊」を募集いたします。

**【雇用関係の有無】** あり（会計年度任用職員：総務課地域振興室所属）

**【募集期間】** 令和6年4月1日から採用決定（令和6年度中）まで

※期間中に採用者が決定した場合は、ただちに募集を終了します。また、期間中に応募者がいない場合は、以降随時募集とします。

**【募集人数】** 地域おこし協力隊 1名

**【採用】** 令和6年4月1日以降 ※申込者と協議により決定

### **【活動内容】**

○概要：本施設を拠点に、様々な方々との交流、村立高校生や同校卒業生との連携、人と人とのつながり作りの中から、芸術文化の発信基地として施設の魅力化や利用者増を目指すと同時に施設の維持・管理を行っていただきます。

#### ①人と人とのつながりを構築する取り組み

- ・地域住民、高校生（卒業生含）、利用者等とのつながりの強化
- ・芸術文化の発信基地として、魅力の強化を目指す活動

#### ②施設の維持管理業務

- ・事務所、作業場所及び施設周辺の清掃及び除排雪並びに整理整頓
- ・機械器具及び暖房設備の点検、研磨、消耗品の取り換えなど
- ・利用者の確認（利用者申請及び名簿の管理、作業内容などの把握）
- ・原材料の適切な確保及び暖房用燃料等の確保

③利用者の木工芸指導に関する業務

- ・利用者が求める技術的内容についての助言及び指導並びに支援

④利用促進企画全般

- ・利用者、施設管理等委託事業者、自治体ほか様々な意見を調整及び整理し、利用促進に向けた活動の企画立案とその事業の実施

⑤他施設及び団体連携検討及び実施

- ・エコ・ミュージアムおさしまセンター、村立高校、北海道大学中川研究林、村外木工芸施設等の村内施設や村外施設、各種団体との連携検討及びその事業の実施

⑥利用者増を目指す企画の立案及び実施

- ・利用増に向けた様々な企画の立案とその事業の実施

⑦委託先事業者等との協議及び調整

- ・施設管理等委託事業者との各種協議及び調整（※令和6年度の施設の運営は、地域おこし協力隊員1名のほかに施設管理等委託にて1名の配置を予定しています。）

**【募 集 対 象】**

- 現在3大都市圏はじめとする都市地域等（※1）に居住し、活動期間中は音威子府村に住民票を異動することができる方（※1：詳細につきましては、下記の総務省のホームページの地域要件確認をご参照ください。）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000862228.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000862228.pdf)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000862222.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf)

- 学歴等／学校教育法に基づく高等学校を卒業した方（高卒以上）
- 資格等／木材加工機械の操作、木工芸指導や支援ができる方、パソコン操作ができる方（※1）、普通自動車運転免許証を所有（推奨）
- その他／地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない方
- 求める人物像

- ・人とのコミュニケーションを積極的に取ることができる方
- ・地域内に居住し、村民の一員として地域活動やイベントに積極的に参加できる方
- ・既存の枠にとらわれず柔軟な発想やアイデアを持ち、実行できる方
- ・施設美化やスケジュール管理等、物事を俯瞰的にとらえ、基本的な自己管理ができる方

**【勤 務 条 件】**

- 勤 務 日：原則、月～金曜日の週5日勤務（完全週休2日制・休日出勤は原則代休）
- 休 日：土曜日・日曜日・国民の祝日及び12月31日～1月5日

- 勤務時間：8時30分から17時00分まで（休憩時間1時間）
- 勤務場所：基本的に山村・都市交流センター木遊館
- 副業：業務に支障の無い範囲で副業の許可制度あり（要申請）

### 【待遇・福利厚生】

- 任用：会計年度任用職員として音威子府村が雇用（地域おこし協力隊）
- 報酬：月額／200,000円（社会保険料等の自己負担分が差し引かれます。）  
期末・勤勉手当／年間4.5月分（6月・12月の2回の合計月数）  
（※支給月数は、委嘱開始月によって変動あります。）
- 社会保険等：社会保険、厚生年金、労災保険、雇用保険加入
- 年次有給休暇：1年に20日以内（委嘱期間により変動あり）
- 住宅（要相談）：旧高齢者生活福祉センター居住部門をお勧めします。  
（鉄筋ワンルーム1階・玄関・風呂・ランドリーが共用、家賃月額（上下水道・電気料・暖房費・税込）：夏期17,000円～22,000円・冬期20,000円～27,000円）

【活動期間】 委嘱開始日より最長3年間（年度ごとに契約更新可）

### 【応募方法】

- (1) 電子フォームより入力・必要書類をアップロードしてください

<https://forms.gle/Xf9148foqJMxffnBA>



- (2) 提出書類

- ①音威子府村地域おこし協力隊 応募フォーム（※ウェブ上で入力）
- ②履歴書 1通（※任意様式：顔写真貼付必須）
- ③職務経歴書 1通（※任意様式）

※提出書類②および③は、応募フォーム上でデータアップロード

※第一次選考合格者の方には、地域おこし協力隊地域要件を満たしているか確認するため、別途「住民票の写し」の提出が必須

### 【選考方法】

- ◆第一次選考 応募データ・提出書類を受理・受付後、書類選考を行い、選考結果をただちにお知らせします。
- ◆第二次選考 第一次選考の合格者を対象に、オンラインまたは直接の面接を行います。  
※面接日程などの詳細は、第一次選考合格者のみに通知します。  
※面接のために必要となる交通費等は自己負担となります。
- ◆選考結果 第二次選考の結果は、ただちに対象者に通知します。（メールまたは書類郵送）  
※選考の経過・結果等の問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

▼お問い合わせ先

〒098-2501

北海道中川郡音威子府村字音威子府444番地1

音威子府村役場 総務課地域振興室

TEL：01656-5-3311

E-mail：tiikishinkou@vill.otoinepu.hokkaido.jp